

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和5年（2023年）12月1日（諮問第227号）

答申日：令和7年（2025年）3月28日（答申情第189号）

事案名：漁業協同組合の不祥事件に関する文書等の全部不開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、漁業協同組合（以下「漁協」という。）の不祥事件に関する文書等について、令和5年（2023年）9月19日に行った全部不開示決定のうち、別表に掲げる「審議会が開示すべきと判断した部分」については開示すべきであるが、その余の部分については不開示妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）8月3日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求を行った。

令和3年（2021年）5月に新聞報道された天草漁協前組合長名義口座を使用した不適正会計に関して、県が同漁協や第三者委員会等の関係機関、関係者から説明、報告を受けたり、県の考えを伝えたりしたことを記録した行政文書（録音を含む）すべて

- 2 令和5年（2023年）9月19日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として、別表のⅠないしⅢに掲げる行政文書を特定し、Ⅰ及びⅡについて、条例第7条第3号ア（法人等に関する情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）の規定に該当し、Ⅲについて条例第7条第3号アの規定に該当することを理由に全部不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）10月4日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求（以下「審査請求」という。）を行った。
- 4 令和5年（2023年）12月1日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

文書の全部又は一部を開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

当該文書に記載されているはずの日付等は、不開示決定の通知文にも記載されており、全部不開示とすることはそもそも誤りであり、行政の裁量権の濫用である。

すでに新聞報道等で一般によく知られた不祥事の処理に関する情報であり、関係行政文書の開示が条例第7条の関係規定に抵触するおそれが部分的にあるにせよ、全部を不開示とする決定は行政の裁量権の濫用であり、知る権利を不当に制約するものである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明書の要旨

「復命書の添付資料」及び「令和3年7月9日付け文書」について、条例第7条第3号アに該当し、公にすることにより、漁協の社会的信用等が損なわれると認められるため不開示とした。

また、条例第7条第6号に該当し、県の機関が行う指導業務に関する情報であって、公にすることにより今後の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

「令和3年9月8日付け文書」について、条例第7条第3号アに該当し、公にすることにより、漁協の社会的信用等が損なわれると認められるため不開示とした。

#### 2 説明聴取の要旨

##### (1) 条例第7条第3号ア（法人等に関する情報）該当性について

「復命書の添付資料」には不祥事件の実態について、過去に漁協が公表していない詳細な内容が記載されている。ひいては、これが公になれば、新聞等で報道され、漁協の社会的信用及び社会的評価が損なわれ、漁協が実施する事業の関係取引先からの信用を損ない、取引が困難となる等、漁協の事業活動に影響を及ぼすおそれがあると判断し、同条第3号アに基づき、不開示とした。

「令和3年7月9日付け文書」及び「令和3年9月8日付け文書」には、過去に漁協が公表していない内容であって、漁協の社会的信用及び社会的評価を

損なうおそれのある情報が記載されている。これを公にすると、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、同条第3号アに基づき、不開示とした。

(2) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

「復命書の添付資料」及び「令和3年7月9日付け文書」は実施機関が漁協から任意に提供を受けた情報等が記載されており、これを公にすれば、以後、漁協は実施機関への相談及び情報提供をためらい、漁協から正確な情報が得られなくなることが想定される。

このことは、漁協から提供される詳細かつ正確な情報の収集が妨げられ、実施機関の漁協に対する指導監督の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、同条第6号に基づき不開示とした。

(3) 不祥事件が公表されていることについて

不祥事件の事案が発覚した当時、漁協は実態把握や原因究明を進めるため、第三者委員会を立ち上げるとともに、不適切な会計処理について記者会見を行っている。また、漁協は不祥事件に係るお詫びや、第三者委員会から提出された調査報告書を踏まえた再発防止策及び当事者への処分について、その内容をホームページに掲載し、公表している。

## 第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 原処分について

実施機関は別表のとおり、Ⅰ及びⅡについては、条例第7条第3号ア及び第6号に該当するとし、Ⅲについては条例第7条第3号アに該当するとして全部不開示決定を行った。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 条例第7条第3号ア該当性について

##### ア 条例第7条第3号アの解釈について

条例第7条第3号は、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報であつて、次に掲げるもの。（中略）

ア 公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（以下省略）

なお、「害するおそれ」の判断に当たって、熊本県情報公開条例解釈運用基準44頁では「法人等（中略）には（中略）様々な種類、性格のものがあり、

その権利利益にも様々なものがあるので、『害するおそれ』があるかどうかの判断に当たっては、法人等（中略）の種類、性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等（中略）の憲法上の権利（中略）の保護の必要性、当該法人等（中略）と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。」としている。

#### イ 上記アを踏まえた検討

別表のⅠないしⅢには、不祥事件に係る内容が詳細に記載されており、これらの内容は過去に公表されている内容ではないことが認められる。

実施機関はⅠないしⅢに記載されている内容を開示することにより、公表されていない内容が新聞等で報道され、漁協の社会的信用及び社会的評価が損なわれ、漁協が実施する事業の関係取引先が取引を控える等、漁協の事業活動に影響を及ぼし、正当な利益を害するおそれがあると主張する。

この点、上記アで示すとおり、「害するおそれ」の判断に当たっては、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性等を総合勘案し、法的保護に値する蓋然性の有無を判断することが相当である。

本件の事実によれば、第4の2（3）のとおり、不祥事件について、漁協自身が記者会見を開き、事案の内容、原因究明のための第三者委員会の立ち上げ、関係当事者の処分及び再発防止策等を公表していることから、不祥事件の事案の真実性は高く、不祥事件の公表によって漁協の社会的信用及び社会的評価は既に低下していることは否定できない。

これを踏まえると、Ⅱ及びⅢの各一枚目の内容については、不祥事件の公表されていない具体的な内容が分かる性質の情報ではなく、開示されたとしても、漁協の社会的信用及び社会的評価を更に低下させるとは考え難く、実施機関の主張するおそれについて法的保護に値する蓋然性が高いとはいえない。

ただし、その余の部分については、第4の2（3）の事実を考慮したとしても、公表されていない不祥事件の詳細な内容が記載されており、開示された場合に、漁協の正当な利益を害するおそれの蓋然性が客観的に認められるといえる。

したがって、Ⅱ及びⅢの各一枚目の内容については、同条第3号アに該当しないため、Ⅱの一枚目は同条第6号該当性を検討し、Ⅲの一枚目は開示すべきである。その余の部分については同号アの規定により不開示とした原処分の判断は妥当である。

#### (2) 条例第7条第6号該当性について

##### ア 条例第7条第6号の解釈について

条例第7条第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（以下省略）

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断に当たって、熊本県情報公開条例解釈運用基準57頁では、「判断に当たっては、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。」としている。

#### イ 上記アを踏まえた検討

別表のⅠ及びⅡには、不祥事件の実態が詳細に記載されており、これらの内容は過去に公表されている内容ではないことが認められる。

実施機関はⅠ及びⅡに記載されている内容を開示することにより、公表されていない内容が新聞等で報道され、今後、同種の事案において漁協自らが不利となる情報の提供をためらう等、漁協から任意に詳細な情報の提供を受けることが困難となることから、実施機関が行う漁協に対する指導監督の事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、審議会が見分したところ、Ⅱの一枚目の内容については、漁協から任意に提供を受けた情報ではなく、開示されたとしても、実施機関が行う漁協に対する指導監督の事務等に支障を及ぼすおそれがあるとは首肯しがた

い。ただし、その余の部分については、漁協から任意に提供を受けた詳細な情報であることが認められ、実施機関が行う漁協に対する指導監督の事務等に支障を及ぼすおそれの蓋然性が客観的に認められるといえる。

したがって、Ⅱの一枚目の内容については、同条第6号に該当せず、上記（1）イのとおり同条第3号アにも該当しないため、開示すべきであるが、その余の部分については同条第6号の規定により不開示とした原処分の判断は妥当である。

#### （3）小括

以上のことから、別表のⅡ及びⅢの各一枚目については開示すべきであるが、その余の部分については不開示妥当である。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年（2023年） 12月1日	・ 諮問（第227号）
令和6年（2023年） 10月 8日	・ 審議
令和6年（2024年） 11月 6日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和6年（2024年） 12月11日	・ 審議
令和7年（2025年） 2月26日	・ 審議

### 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長	馬場 啓
委 員	大日方 信春
委 員	甲斐 郁子
委 員	齊藤 信子
委 員	関 智弘

別表

対象文書	不開示根拠規定 (条例第7条)	審議会が開示すべき と判断した部分
復命書の添付資料 (I)	3号ア (法人等に関する情報) 及び6号 (事務又は事業に関する情報)	—
令和3年 (2021年) 7月9日付け文書 (II)	3号ア (法人等に関する情報) 及び6号 (事務又は事業に関する情報)	一枚目
令和3年 (2021年) 9月8日付け文書 (III)	3号ア (法人等に関する情報)	一枚目